国民年金 保険料免除制度の利用を！

国民年金は、20歳以上60歳未満のすべての人が加入する制度です。保険料の納付を続けることで、年をとったときの老齢基礎年金や、万が一のときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受けることができます。もし、病気や失業などの経済的な理由で保険料を納付することが困難な場合は、申請により保険料の納付が免除となる保険料免除制度をご利用ください。

多段階免除始まる

申請免除は、前年の所得に応じて保険料の全額もしくは一部の納付が免除されるもので、これまでの全額・半額免除に加え、平成18年7月からは4分の3免除、4分の1免除が新設されます。そのほか、30歳未満の人を対象とした保険料納付猶予制度もあります。

障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格を失わないためにも同制度をご利用ください。

基準所得のめやす

保険料納付免除や納付猶予の審査の際には、ご本人、配偶者、世帯主（世帯主は免除申請の場合のみ）の各々の所得（左上表参照）を調べます。

なお、保険料の免除や納付猶予の承認を受けた期間については、10年以内であれば保険料を後から納付（追納）することができます。

申請時期は

平成18年7月末までは、同17年4月までさかのぼって免除申請をすることができます。8月以降は、平成18年度分（平成18年7月～同19年6月）の免除申請のみの受け付けとなりますので、ご注意ください。

また、平成17年度分（同18年6月まで）の全額免除、若年者納付猶予の承認を受けている人のうち、失業特例の人、継続審査を希望されなかった人は、同18年度分の申請が必要ですので、7月以降に保険住民課窓口へお越しください。

問い合わせは、保険住民課（766・8700）または、尼崎社会保険事務所（06・6482・1631）へ。

免除対象となる所得のめやす

世帯構成	全額免除	一部納付		
		3/4免除	1/2免除	1/4免除
4人世帯（夫婦と子ども2人）	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯（夫婦）	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

子ども議会を開催

昨年の子ども議会の様子

本町のまちづくりについて、町内の小・中学生達の率直な意見や提案を広く聴く機会として、子ども議会を開催します。

21人の子ども達が行う10件の質問に対し、町長をはじめ町の職員が、真剣に答えていきます。皆さんの傍聴をお待ちしています。

と　き：7月6日（木）午後1時30分～
ところ：町役場3階議場

問い合わせは、広報室（　766－8707）へ。

町議会定例会（6月議会）の審議内容

第331回6月定例会（6月議会）が6月9日から同21日まで開会され、条例改正や請負契約など14議案が審議され原案どおり可決・同意されました。

専決報告　▽町税条例の一部を改正するもの　▽都市計画税条例の一部を改正するもの　▽国民健康保険税条例の一部を改正するもの　▽消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するもの

条例改正　▽公益法人等への職員の派遣等に関する条例＝兵庫県市町村職員の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例および会社法が施行されたことにともない、引用条項の整理を行うため改正するもの　▽非常勤の職員の公務災害補償に関する条例＝通勤の範囲の改正等のための国家公務員災害補償法および地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の施行にともない、補償の対象となる通勤の範囲を拡大するとともに障害の等級に係る規定の見直しを行うため改正するもの　▽町福祉医療費の助成に関する条例＝兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱の一部改正にともない、「用語の定義」を改めるため改正するもの　▽町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例＝猪名川パークタウン地区計画の変更にともない、建築物の制限事項に変更が生じるため改正するもの　▽町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例＝消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行にともない、退職報償金の支給額を引き上げるため改正するもの

請負契約　▽（仮称）銀山資料館建設工事請負契約の締結　▽笹尾・清水・清水東地区ほ場整備工事請負契約の締結　▽町道木間生旭ヶ丘線（18・3工区）道路改良工事請負契約の締結　▽大島小学校校舎改築工事請負契約の締結

その他　▽平成17年度事故繰越し繰越計算書の報告　▽平成17年度繰越明許費繰越計算書の報告　▽平成17年度兵庫県町土地開発公社決算書の報告　▽第7期株式会社いながわフレッシュパーク決算書の報告　▽平成17年度猪名川町水道事業会計予算繰越計算書の報告

議員提出議案　▽町議会議員定数条例の一部改正＝議員定数を18人から16人に改正するもの

第39回いながわまつり　11月3日開催
参加団体の募集

申込み・問合せ

《屋外出展（店）、屋外ステージ発表》企画政策課地域コミュニティ担当（　766－8711・Ｅメールkikaku@town.inagawa.lg.jp）

《屋内展示、ホール発表》文化体育館（　766－7400・Ｅメールinahall@town.inagawa.lg.jp）

注意事項　①同一団体で「屋外ステージ発表」と「ホール発表」の両方の申込みはできません。
②営利などを目的とする団体や個人は、参加できません。
③町ごみ減量化推進会議事務局（クリーンセンター内　768－0818）が主催するフリーマーケット出店については、広報いながわ８月15日号で募集します。
④応募多数の場合は抽選になる場合があります。

申込み期限　７月18日（火）必着

申込み方法　企画政策課、文化体育館、日生・六瀬住民センターに備え付けの用紙に必要事項を記入し、各申込み先に提出してください（町ホームページ上で申込み用紙のダウンロード可。エクセル形式でメールにて申込み可）。

テーマ　応募作品の中から実行委員会において「いながわの深まる秋に誘われて」に決定。

その他　環境に配慮した「マイバッグ運動の展開」「エコトレイの導入」を推奨しています。

消費生活のアドバイス

＞166＜

あきらめないで
店舗販売でも自主クーリング・オフがある場合も

《事例》以前購入した呉服店から「本社での新作着物の展示会があるので見るだけで良いので来て欲しい」と言われ、気楽に出かけました。会場に着くと豪華な食事をいただきました。展示会場には着物作家の先生もいて「ぜひ、私の作品をあなたに着て欲しい」と泣いて頼まれ、断りきれずについクレジットで購入する契約をしてしまいました。でも、よく考えると着る機会もないので後悔しています。昨日の契約でクーリング・オフはできますか。

《回答》クーリング・オフとはもともと「頭を冷やす」という意味です。消費者が訪問販売などの特定の取引で商品やサービスの契約をしたとき、後で冷静になって考え直して「契約をやめたい」と思ったら、一定期間であれば理由を問わず、一方的に申し込みの解除ができる制度のことをいいます。しかし、すべての取引にクーリング・オフができるわけではありません。店舗販売や、広告を見て電話やインターネットで申し込んだ通信販売の場合はできません。

今回の事例は店舗販売にあたり、クーリング・オフの適用はありません。しかし、この呉服店は大手の呉服グループのチェーン加盟店で、対顧客サービスの一環で自主クーリング・オフ制度を設けており、店舗契約でも解約の相談に応じていることがわかりました。すぐに解約のお願いを申し出るように助言し、後日無事解約ができたと報告がありました。

お食事会、記念品、粗品無料の裏には必ず業者の販売目的があります。断る時は必ず気まずい思いをします。安易な気持ちで会場に行かないようにしましょう。

疑問な点は、消費生活相談コーナー（766・1110）へ。

7月から9月のし尿収集日程

地区名	7月	8月	9月
肝川・銀山・広根	3	1	1
上野・柏梨田	4	2	4
紫合・猪名川荘苑	5	3	5
原・民田	6	4	6
上阿古谷	6・7	7・8	7・8
北野	10	8	11
北田原	10	9	11
万善・槻並	11	10	12・13
木津・東山	12	11	14
木津上	13	11	14
木間生・栃原・林田	14	17	15
笹尾	18	18	15
清水・清水東	19・20	18・21	19
仁頂寺・島	21	22	20
鎌倉	24	23・24	21
杉生	25・26	25・28	22・25・26
西畑・柏原	27・28・31	29・30・31	27・28・29

※都合によって日程が前後することがあります

問い合わせは、生活環境課（766－8712）へ。